

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年12月2日

徳島市監査委員 尾田正則
同 藤原晃
同 土井昭一
同 武知浩之

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

財政部 財政課、財産管理活用課、市民税課、資産税課、納税課

2 対象期間等

令和4年4月1日から8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和4年9月15日から11月28日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約の方法、手続、締結及び履行並びに市税の徴収事務、現金取扱事務及び滞納整理事務を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

財政部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

- (1) 調定額通知書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

2 支出事務

- (1) 支出負担行為について所属年度が適正でないものがあった。
- (2) 物品購入決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。
- (3) 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

3 契約事務

- (1) 契約内容の履行が始まっているが、決裁を受けておらず、契約書が作成されていないものがあった。
- (2) 予算執行伺書において、決裁権者が適正でないものがあった。
- (3) 徳島市契約規則に基づく公表手続が行われていないものがあった。
- (4) 予算執行伺書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

4 財産管理事務

- (1) 公有財産の増減報告が適正になされていないものがあった。